

緊急事態宣言期間中の区の対応

※対応状況は作成時(4/27時点)の情報に基づいています。最新の情報や詳細は、ホームページ(右コード)をご覧ください。



緊急事態宣言解除の日(5/11予定)まで利用などを休止します。対象となる主な施設などは下表のとおりです。

施設・事業名	休止内容・問い合わせ
総合庁舎(会議室、和室ほか)	閑総務課庁舎管理係(☎5722-6107、Fax5722-9315)
消費生活センター(研修室、活動室、情報コーナー)	閑消費生活センター(☎3711-1133、Fax3711-5297)
学校開放事業	閑スポーツ振興課管理係(☎5722-9690、Fax5722-9754)
老人いこいの家、高齢者センター	閑高齢福祉課いきがい支援係(☎5722-9837、Fax5722-9474)
旧前田家本邸和館、菅刈公園和館、駒場野公園デイキャンプ場、碑文谷公園ポート場、碑文谷公園こども動物広場(引き馬、小動物とのふれあい)	閑道路公園課公園活動支援係(☎5722-9242、Fax3712-5129)
エコプラザ、指定公衆喫煙所	閑環境保全課環境計画係(☎5722-9356、Fax5722-9401)
社会教育館・緑が丘文化会館・青少年プラザ(レクリエーションホール、研修室ほか)、めぐろ歴史資料館、目黒区古民家	閑生涯学習課生涯学習係(☎5722-9314、Fax3715-3099)
中小企業センター(ホールほか)、勤労福祉会館(集会室ほか)	閑産業経済・消費生活課中小企業振興係(☎3711-1135、Fax3711-1284)
めぐろパーシモンホール(ホールほか)、中目黒GTプラザホール	閑めぐろパーシモンホール(☎5701-2924、Fax5701-2968)
心身障害者センター(会議室、視聴覚室ほか)	閑障害施策推進課障害施設係(☎5722-9893、Fax5722-6849)
住区センター(会議室、レクリエーションホールほか)	閑東部地区サービス事務所(☎5722-9752、Fax5721-7807)
男女平等・共同参画センター(会議室、研修室ほか)	閑人権政策課男女平等センター係(☎5721-8570、Fax5721-8574)
屋内・外のスポーツ施設	閑スポーツ振興課計画指導係(☎5722-9317、Fax5722-9754)
目黒区美術館	閑目黒区美術館(☎3714-1201、Fax3715-9328)
目黒天空庭園、菅刈公園、碑文谷公園拡張部、目黒不動防災ひろば、大鳥公園、学芸大学駅公衆便所、自由が丘駅公衆便所の誰でもトイレ	20:00までに時間短縮(大鳥公園は17:15までに時間短縮)
公園(田道広場、東山、中目黒、駒場野)、オーパス夢ひろば	閑団体利用休止。オーパス夢ひろばは夜間区分も利用休止
区立図書館	休館。ただし予約資料受け取り、返却などは可(八雲中央図書館の月～土曜日、中目黒駅前図書館の火～土曜日の開館時間を20:00までに短縮(日曜・祝日は変更なし)。他の区立図書館の開館時間は変更なし) 閑八雲中央図書館(☎5701-2795、Fax5701-2794)

国民健康保険に加入しているかたへ

新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免制度があります



閑国保年金課資格賦課係(☎5722-9810、Fax5722-9339)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯などが対象で、要件があります。感染症対策のため、申請は郵送で受け付けます。要件や申請方法など詳細は、ホームページ(右上コード)をご覧いただけます。

対象世帯

- 主たる生計維持者の収入が一定程度減少した
- 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った

対象となる保険料

納期限が3年4/1～4年3/31の2・3年度分保険料

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた

区内飲食店を支援します

飲食店感染防止対策助成

パーテーションや換気設備を設置する飲食店に、費用の一部を助成します。対象者など詳細は、ホームページ(コード①)をご覧ください。



①

- 助成対象** いずれも申請時に未着工で、4年2/28までに工事を完了するもの
- 区内業者が施工するパーテーション設置、または換気設備設置の工事費
 - 区内業者が製造するパーテーションの購入費

助成額 1事業者当たり10分の8(上限50万円)

※区内業者製品以外のパーテーション設置工事は3分の2

受付期限 4年1/31(消印有効)

閑産業経済・消費生活課中小企業振興係(☎3711-1134、Fax3711-1132)

飲食店業態転換支援金

新たにテイクアウト・宅配・移動販売を始めるために、都の業態転換支援事業の助成金を受ける飲食店に、支援金を給付します。詳細はホームページ(コード②)をご覧ください。



②

- 給付額** 都の業態転換支援事業の助成金で、対象外とされた経費(上限10万円。1,000円未満切り捨て)
- 受付期限** 6/30(消印有効)

申請方法

申請書類(ホームページから印刷可)を、各期限までに、産業経済・消費生活課中小企業振興係(〒153-0063目黒2-4-36区民センター内)へ郵送



STOP! コロナ差別 ~差別をなくし正しい理解を

こんな事例がありました

先日、家族が病気で長期入院した。退院すると、近所で「コロナだったらしい」と噂が立ち、孫も友達に「うつる」などといわれて、家族みんながショックを受けている。

#正しい理解を
#差別はやめよう

出典: 公益財団法人人権教育啓発推進センター

このご家族は、他人からの思いもよらない理不尽な一言に、大きなショックを受けました。

あなたは、コロナ禍でいつのまにか気持ちに余裕がなくなり、抱えきれなくなった不安を怒りに変えて、誰かを攻撃していませんか。もし自分だったら、どんな言葉を掛けてもらいたいですか。

誰もが感染するかもしれない状況で、非難を恐れて受診しない人が増えれば、感染がさらに広がる可能性もあります。闘うべきは人ではなく、ウイルスです。体の距離は離れても、心の距離まで離されないように、一人ひとりが立ち止まって考えましょう。コロナ禍だからこそ得られる人間性の成長に期待したいものです。

閑人権政策課人権・同和政策係(☎5722-9214、Fax5722-9469)

＼ひとりで悩まずご相談ください／

電話相談名	電話番号
①みんなの人権110番	☎0570-003-110
②女性の人権ホットライン	☎0570-070-810
③子どもの人権110番	☎0120-007-110
④外国人権相談	☎0570-090-911
⑤新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談	☎6722-0118

受付日時 月～金曜日(祝・休日を除く)

①～④ 8:30～17:15

⑤ 9:30～17:30

法務省のインターネットによる
人権相談(右コード)



環境にやさしい植物油インキを使用しています



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用